

フランスに於ける幼児保育に就いて

白根 孝之

一、概説

本誌上に於てドイツ、イギリスに於ける就學前教育の歴史並びに現情に關して見て來たから、こゝにフランスに於ける幼児保育の概況を紹介してみよう。

先づフランスに於ける行政組織並に教育行政組織に就いてその概要を見る必要がある。フランスは行政上の單位として先づ全國を九十の縣(Departement)に區分し、縣は數ヶの郡(arrondissement)に、郡は市町村(commune)に分けられる。地方自治團體としての政治機關を有するのは縣、市町村だけであつて、この點は我國の行政組織に相似する。この三者の他に郡の下に區(canton)があるが、これには政治機關がなく、主として裁判所の地方區分で又選舉上の區分である。我國及び諸外國と著しく異なるのは別に教育上の區分として大學區(Academie)なるものがあることである。全國は十七の大學區から成る。従つて數ヶの縣を包含するわけである。これは一八〇八年ナポレオン一世のフランス統整に基因するもので、その後原則上は變化を見ずに今日にいたつてゐる。フランスに於ける綜合大學は之等一大學區内の全ての官立高等教育機關(單科大學、研究所、各種高等程度の學校)の總稱であつて、この點も著しく他國と趣を異にするわけである。各大學區には大學區總長があつて、初等、中等、高等教育の長官として教育に關する事項は勿論、人事行政管理その他一切のことに關する權限を附與されてゐる。大學區總長の監督の下に各縣では縣知事が、市町村では各々市町村長が管

下の初等教育について監督する。

初等教育といふのは幼稚園 (écoles maternelles) 又は幼稚科 (classes enfantines) の小學校 (écoles primaires élémentaires) 及び高等小學校 (écoles primaires supérieures) 補習科 (cours complémentaires) を總稱するのである。

幼稚園は二歳から六歳までの幼児を收容するもので、一八八二年に基礎を置かれ、今日にいたるまで根本的には變化してゐない。幼稚科といふのは人口二千以下の町村に於て幼稚園の代りに設けられたもので、小學校に附設されてゐる。

小學校は六歳から十三歳までの七ヶ年で、六―七歳の準備級、七―九歳の初學級、九―十一歳の中學級、十一―十三歳の高學級に區分されてゐる。この期間が義務教育である。高等小學校は一八三三年文部大臣ギゾーによつて設けられたもので、普通三ヶ年からなり初等教育の上に主として職業教育を施すものである。その實質は中等教育であるが、制度上は初等教育に含まれてゐる。補習學校といふのは一ヶ年若しくは二ヶ年の修業課程で小學校に附設された、簡易高等小學校と言つた風のものである。

中等教育機關には國費によつて支持されたりセー(官立中等學校)ミ地方自治團體の維持にかゝる公立中等學校たるコレージュがある。こゝに注意すべきは、フランスに於ける初等教育、中等教育の別は我國のものミ著しく趣き異にし、兩者の間には有機的な連絡關係はない。中等學校はいつれも準備級を附設して初等教育を施し、専ら大學への準備教育にあたる。公立小學校が無月謝であるに比して、こゝでは月謝を徴収する。初等教育機關が一般人民の子弟のためのものであるに比して、中學校は上流階級のための機關である。兩者は獨立した二つの教育系統に屬してゐるのである。一九二三年のペラルド文相の改革によりてこの區別は著しく緩和され、小學校からリセー又はコレージュに連絡の道は拓けたが、大體に於ては今日でもこの二つの教育系統が並存してゐるのである。

一、幼稚園及幼稚科

現在幼稚園 (Ecoles Maternelles) と呼ばれてゐるものは、紀元一八八二年までは保育所 (Salles d'asile) と云はれてゐたもので、その起源からすれば相當に古い傳統を有つものである。即ち「保育所」の方は既に一八五〇年三月十日發布の法令によつて小學校に附設されることになつてゐたのである。幼稚園及び幼児級 (classes enfantines) としたのは一八八二年七月二十八日の法令で、四年後れて一八八六年にはその教授要目が制定され、更に翌一八八七年には管理設備に關する法令が發せられ、これ等はその後一九〇五年、一九二一年、一九二八年等の法令又は訓令によつて改正されて、今日にいたつてゐる。以下現行法令によつてフランス幼稚園の保育内容、その管理設備等に就いて見て行かう。

(一) 制度

一八八七年に制定され、一九二二年及び一九二八年の訓令で修正された現行法第一條によれば、「幼稚園とは最初の教育施設であつて、男女の幼児が身體、知識及び道德上の (Physique, intellectuel et moral) 發展を目的とする種々の配慮を受けべき所である」。

幼児級といふのは人口二千人以下千二百人以上の町村に就て、獨立した幼稚園に代へるに、小學校に附屬した學級をもつてしたものである。

幼稚園の年限は滿二歳から滿六歳までである。これを年齢及び智能發達の程度に従つて上、下の二級に分つ。

入園に方つては、現在いかなる傳染性疾病にもかゝり居らざること、及び種痘濟みを證明する醫師の證明書を提出せねばならない。又病氣のため休園した時は、全治證明の醫師診斷書がなくては再登園が許されない。

一學級の幼児限は二十五人以上、五十人を越ゆるを得ざることになつてゐる。

開園及び閉園の時間は當該縣教育當局の規定に従ふがあるが、大體に於て夏は午前七時——午後七時、冬は午前八時——午後六時までは園に留まるこゝが出来るやうになつてゐる。但し午前九時以前、及び午後四時以後は、幼稚園正規の課業はなく、唯監視の下に遊戯だけを行ふ。園児は九時——四時の間の休憩時間には歸宅するを許されず、保姆の監督の下に園内に留まるべしと規定されてゐる。

木曜日は休園である。

公立幼稚園所在の各地には一つ乃至數ヶの保護者團體を設けるこゝになつてゐる。これは市町村長の管理下に置かれて、團員は視學によつて任命され、園の衛生設備に關する提言、建築物設備の維持、基本資金及び寄附金の用途の監視を行ふ等がその主な権限である。

(2) 保姆

フランスの制度に於ては特に幼稚園のための保姆養成機關はなく、小學校教員養成のための師範學校に於てこれを養成する點が、我國には著しい相違がある。これは後にも述べる如くフランスの幼稚園は所謂「保育」さよりも「教育」の場所であり、初等教育の一部分を構成するものさういふ風に考へられてゐる一つの結果である。

師範學校は各縣に男女各一校づゝ設けられてゐて、入學資格は十六——十八歳に達した身體健康品性優良にして、縣の行政廳が施行する資格試験に合格した者たるこゝを要する。高等小學普通科又は高等小學校内に設けられた師範豫備科が本來の豫備門になつてゐる。縣の行ふ資格試験に合格した者には下級免狀 (Brevet élémentaire) が與へられ、一九二三年まではそのまゝで見習教員となるこゝが出来たが現在では許されない。修學年限は三ヶ年で卒業試験に合格した者に上級免狀 (Brevet Supérieur) が與へられ、數ヶ年實習した後正教員となるこゝが出来るのである。従つて師範教育の程度は大

體に於て我國と同等であるが、保姆のための教育は少しく高いと云ふことが出来る。各師範學校には附屬の幼稚園があつて實習するところになつてゐる。卒業生に就いて見ても、成績優秀の者は都市の幼稚園に赴任し、稍々劣る者が地方の小學校に就任するのが普通である。

更に主任保姆若しくは園長(*directrice d'école maternelle*)たるには、上級免狀を所有し、保育、育兒、衛生その他幼稚園に於ける教育の事項に關して十分の知識を持つことの師範學校長の推薦を受け、幼稚園に於て少くも五年以上の實習を積んだ者たるを要する。

一九〇八年三月十六日の訓令に於ては、幼稚園主任保姆に就いて次のやうに規定を補つてゐる。

「主任保姆の價値は、その精通せる學識の量や實習の期間の長短等によつて定むべきではなく、幼兒の氣質や身體の狀態に關する適當な配慮や注意の程によつて決すべきものである。通風、食事、携帶品に關する注意、清潔整頓、衛生上の豫防等に對する細心の處置の類である。又、幼兒に對して種々のよき感化を與へ、仕事に對する興味を起させる力、規律、禮儀、柔順、善良な氣質、親切、注意力、器用、恰利等の徳を備えてゐることが必要である」。

(3) 保育内容

前記一九〇八年三月十六日の訓令は幼稚園の目的に關して、「幼稚園は普通の意味に於ける學校ではない。不健全な家に一人居らせる危険、街頭の危険等を避けしめる避難所である。従つて幼稚園は街路にて遊ぶ子供、終日家庭の外で働く母親をもつ子供、母親の注意の行き届かない子供を歓迎すべきである。幼稚園はその名の示す如く、獻身的で聰明な母親の保育手段に出来るだけならつたものであることを要する。飽くまでも自然に、且つ日常的でなくてはならない」。この規定してゐるが、然しフランスの幼稚園は他の何れの國よりも「教育的である。幼稚園で行ふ課目を見るに、右の法令第

三條に次の如く明示されてゐる。

- 一、體育——呼吸運動、競技、體操（號令及び音樂による）
- 二、情操教育——手工、圖畫
- 三、言語、朗讀練習、物語、小話
- 四、幼兒の生活に親しい物品及動植物の觀察
- 五、訓練——基本的な道德、習慣の養成
- 六、初歩の讀方、書方

即ち幼稚園は單に遊戯の場所ではなく、小學校同様、體育、訓育、知育の三つに分れてゐるのである。而してその教育のしかたに就いては「幼兒を疲勞せしめることなく、強制することなく、自然のうちに能力の増加發達を圖り、活動に對する興味を喚起し、知識に對する好奇心、良き感化に敏感なる精神状態を得しめるべし」と云つてゐる。

次にこれ等教科課程に關する教授要目を譯出しておかう。

身體の發育は保育の根元である。故に身體鍛鍊を要目の最初に位せしめたのである。先づ遊戯、體操、唱歌によつて四肢、音聲、感覺を鍛鍊する。次に兒童は手工に依り趣味の發達、手先の器用さを習得する。

訓育は友達同志で遊び、友達の間で食事し、課業を受けつゝ集團生活を経験することによつて良心が目醒め、基礎的徳心が發揚せられ、教訓によりて教へらるゝことなく、徐々に獨占、横暴、我利、無關心等の非を悟り、即ち父母、保姆を敬愛し、之に柔順さなる。後、日數を経るに従ひ、寛大、溫和、精勵、友情、親切に目醒める。之等は讀方、書方に先立ち保育せられねばならぬ事である。但しそれは身體の發育が許す程度に於て爲さるべきである。

次に智育であるが、之は餘り重心を置かない、より簡単な形に縮少せらるべきである。唯機會ある毎に談話の主題を示すに止まる程度のものである。

手工は知的な科目と交互に(最大限度一週二時間)爲さるべきである。時間は二十分を超えてはならない。之等の時間と時間の間には常に唱歌、體操、行進、隊列運動を配置すべきである。

要目の詳細。

遊戯、唱歌

下級(二歳—五歳)

自由遊戯と指導遊戯

A. 玩具を必要とする室内遊戯。——人形、飯事道具、立方體、煉瓦、木製動物、砂桶、漏斗、その他。

B. 玩具を要せざる室内遊戯。——物真似遊。

C. 玩具を要する運動遊戯(屋外遊戯場、雨天遊戯場)——バケツ、砂、一輪車、綱、毬、九柱戲。其他。

D. 自由運動遊戯(屋外遊戯場、雨天遊戯場)

玩具なし——例。「猫が止まつた」。

歌付き——例。「猫と鼠」

振付き唱歌——例。アヴィニヨンの橋。種々の輪舞^{ポンド}

保姆及び上級生より歌を聞く事。

甚だ簡單なる齊唱。

上級(五歳——六歳)

自由遊戯及び指導遊戯。

A. 玩具使用(室内遊戯——前記に同じ、その他——小骨遊び、劍球、骨牌、骨牌組合遊戯^{バスイアランス}其の他)。

B. 玩具無し遊戯——例。「鳩が飛んだ」

C. 運動遊戯(屋内及び屋外遊戯場——獨樂、飛繩、輪廻し、球投げ、其他)。

D. 運動遊戯(屋内、屋外、遊戯場)——

玩具無し——ちんちんものがく、石蹴、等。

唱歌付き——例、らまるじよれーぬ。

振付き唱歌。

行進及び隊列運動(容易きダンスの足踏^{ステップ}にて)又は小道具を用ひての仕草——例、ダルクローズの芝居

唱歌の齊唱並びに二部合唱(聴取によつて得せるもの及び樂器(ヴァイオリン其他)伴奏附)。

手工

下級 ビーズ刺し。紙切細工、造花。模型製作、ほぎきもの、ミシン縫、編物。鉗縫(ラファイア)其の他。

上級 前ミ同じ——紙、カンブス、ラファイア、の刺繡、簡単な家(ボール紙又は麥藁を用ひて)、編物(釣針又は叉針各

地工業特産物の利用法の横摸練習)。

修身

下級 無爲倦怠を避けしめ、善良な氣質、人に對する好意を促進せしめるに適當なる一般的方法——良習慣に従はせ、

親愛を保たせ、調和を尙ばしめる種々の注意。明かに學科を定められざる折に觸れての衛生の注意。

德育訓練——個人遊戯及び集團的遊戯(相互扶助の習慣)に依り、その目的を達す、例へば做事遊び(人の世話及び家庭の世話)——針箱(針、糸、ボタン、ブラシ等)の仕末。

上級

前に同じ——相互間の世話をしつゝ(上級生の下級生に對する)日常の有能なる奉仕的業務(學校管理に關して)及び小さい責任を與へる。——下級生の保護監督。

教室庭園の植物の世話——若し校舎の附屬地に若干の動物を飼育し得る場合は、動物の世話(但し無害、比較的臭氣少く、飼育を苦痛させざる動物類、例、龜、魚類、雉鳩、二十日風)

實物示教(觀察)

下級

出來得る限りの窓外の自由觀察(校庭、遊戯場、街路)。豊富な玩具及び日用品に依る自由經驗によつて、見る、觸れる、嗅ぐ、真似る、尋ねる、答へる事を指導する。

保母に依る指導觀察實習、目に觸れ、手に觸れる日常事物、之等の物品の實際的利用法を兒童に示し、競争的に名前、用途等を云はしめてその記憶を助ける。

移動性家畜の生活態度實演(木製動物、切抜繪等)

上級

自由又は指導觀察實習。前と同じく——感覺の洗練(色、影、形、大さ、重量、音聲、香、味、其他)衣食住の物品に對

し課業(實物、圖解)經驗に依つて基礎的觀念を得さす。

人類の立場から見た效用のみに限られざる野生、家畜動物の習性。——家畜の世話——各地方の觀賞用及び食用植物の名稱(庭園、街路の樹木、日常見慣れた草花)

季節の直接觀察(風景、業務、產物)。方位決定法(區に於ける教室及び學校の位置所在)——砂遊びに依る地理的觀念。

國語

下級 繪に依る發音練習及び記憶練習。

上級 前に同じ。

質問應答遊戲——物真似、口答に依る動詞活用の時の變化(昨日、今日、明日)その他。

保姆に依る幼兒讀物の朗讀及び幼兒と共に談話する事。

算術、圖畫、書方、讀方。

下級

計算——種々の同種類の物品の集合に依り一、三、四、五より十までの數を用ひて物品(小石袋、小棒、貝殻、其他)を數へる事。

圖畫——自由鉛筆畫——(影繪、立方體、煉瓦、小棒、板切、小石、數へ札、ボタン其他。その並列法)——石板上にその組合せの見取り圖を寫す事。

讀方——なし。

上級

計算——物品の集合、二十、三十、四十、五十まで(各自の袍)——二分の一、三分の一、四分の一。

簡單なる暗算法、加法、減法、乘法、除法——一より五十までの數の發表。

簡單なる筆算、圖解を伴ふもの——米、^{メートル}法、^{フラン}立、重量(秤、砵、半砵)を用ひての練習及び遊戯。

圖畫——進歩を示す爲に帳面上に一週一回鉛筆自由畫——臨畫——影繪、縁取、前の如き物品の並列及び集合に依る薔薇型の裝飾——之等の組合せの黒色又は色彩の上に(紙、石板)見取り圖を寫す。四角の紙に左右相稱の圖案(ミシン縫、兒童圖案に成る刺繡)——簡單な日用品の寫生、あらゆる粗描。

讀方——上級になつて始めて教科書により初歩の讀方を教へ、讀本の文を速かに寫記させる。

以上は條文をそのまま譯出したものであるが、これによつて見ても、フランスの幼稚園に於ける保育の内容が、特に「上級」に於て、著しく小學校の「教育」に近いことが知られる。

お伽噺の王さま

百周年をたゞへる式

お伽噺の王さまアンデルセンが、二世に出て百周年を記念する催しのうち日本童話協會の「童話研究」記念特輯號の贈呈式は八月十三日午後五時半から神田一ツ橋學士會館で舉行された。主賓デンマーク代理公使ヘルゲル氏、在日デンマーク人會主事ヘダーセン氏、日本童話協會理事長蘆谷藤村氏、日本デンマーク協會佐野伯、外務省柳澤健氏、文部省社會教育官森明應氏ら多數の名士が出席、植村P.C.L.社長令嬢百合子(九つ)さんから見事な出來榮えをみせた特輯號をヘルゲル代理公使に贈つて式をなほり、ついで別室の懇親會にいたり文豪アンデルセンを中心に追憶の花を咲かせた。なほこの特輯號はデンマーク王室に獻納されるのをはじめ同國の圖書館、學校、各地のデンマーク人會等に寄贈するものである。

——讀賣新聞より——